

自己資本の状況（連結）

連結に関する定量的な開示事項

自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

自己資本の構成に関する開示事項

連結自己資本比率

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,705	33,258
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,674	1,673
うち、利益剰余金の額	31,115	31,635
うち、外部流出予定額 (△)	83	49
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	263	484
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	263	484
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,969	33,743
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	246	211
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	246	211
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	562	652
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	808	863
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) / (ハ)	32,160	32,879
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	228,304	235,560
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,149	10,025
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	238,454	245,586
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.48%	13.38%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の状況（連結）

自己資本の充実度に関する事項

当金庫の自己資本の充実の状況等（連結）

(単位：百万円)

	2023年度 連結		2024年度 連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	228,304	9,132	235,560	9,422
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	218,115	8,724	226,672	9,066
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	2,930	117	2,961	118
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,364	1,534	41,682	1,667
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	4,072	162
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	73,582	2,943	52,560	2,102
中小企業等向け及び個人向け	38,624	1,544	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	18,147	725
トランザクター向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	5,118	204	—	—
不動産取得等事業向け	36,227	1,449	—	—
不動産関連向け	—	—	80,908	3,236
自己居住用不動産等向け	—	—	21,099	843
賃貸用不動産向け	—	—	35,913	1,436
事業用不動産関連向け	—	—	23,166	926
その他不動産関連向け	—	—	728	29
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	4,215	168
三月以上延滞等	281	11	—	—
延滞等向け	—	—	2,455	98
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	226	9
取立未済手形	57	2	58	2
信用保証協会等による保証付	6,852	274	4,898	195
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,191	207	—	—
出資等のエクスポージャー	5,191	207	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	5,996	239
上記以外	10,822	432	12,560	502
・重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
・他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
・信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に関するエクスポージャー	2,791	111	2,791	111
・特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	299	11	466	18
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
・総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
・上記以外のエクスポージャー	7,732	309	9,302	372
②証券化エクスポージャー	30	1	14	0
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	30	1	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	14	0
再証券化	—	—	—	—
③-1.複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,159	406	8,874	354
ルック・スルー方式	10,159	406	8,874	354
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,149	405	10,025	401
BI	—	—	6,683	—
BIC	—	—	802	—
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ+ロ）	238,454	9,538	245,586	9,823

自己資本の状況（連結）

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

自己資本の状況（連結）

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）（連結）

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	2023年度 信用リスクエクスポージャー期末残高（連結）				三月以上延滞 エクスポージャー 2023年度 連結	2024年度 信用リスクエクスポージャー期末残高（連結）				延滞 エクスポージャー 2024年度 連結
	主な種類の内訳					主な種類の内訳				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ		
国内	591,214	272,935	96,677	0	410	606,152	275,314	110,993	0	3,612
国外	10,640	-	10,640	-	-	8,835	-	8,800	-	-
地域別合計	601,854	272,935	107,317	0	410	614,988	275,314	119,793	0	3,612
製造業	40,016	18,904	20,527	-	2	40,094	16,945	22,390	-	1,481
農業	4	4	-	-	-	5	5	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	202	202	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	33,529	30,433	3,095	-	85	34,512	30,916	3,596	-	163
電気・ガス・熱供給・水道業	7,577	76	7,500	-	-	8,660	60	8,600	-	-
情報通信業	2,466	1,033	1,400	-	-	1,785	872	800	-	-
運輸業、郵便業	11,283	5,170	5,989	-	-	12,167	4,879	7,091	-	89
卸売業、小売業	33,080	29,645	3,290	-	95	33,101	29,322	3,591	-	598
金融業、保険業	203,346	16,575	13,714	-	-	220,468	18,709	14,480	-	-
不動産業	62,789	58,536	2,003	-	62	68,514	63,958	2,236	-	255
物品賃貸業	2,559	2,359	200	-	-	2,672	2,472	200	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,725	1,725	-	-	-	2,014	2,014	-	-	3
宿泊業	900	900	-	-	-	901	901	-	-	245
飲食業	6,491	6,491	-	-	15	6,086	6,086	-	-	55
生活関連サービス業、娯楽業	9,558	8,405	498	-	-	9,186	8,046	501	-	110
教育、学習支援業	797	797	-	-	-	709	709	-	-	-
医療、福祉	5,009	5,009	-	-	-	4,654	4,654	-	-	227
その他のサービス	9,798	9,798	-	-	27	11,016	11,016	-	-	135
国・地方公共団体等	94,503	11,831	49,096	-	-	81,903	11,240	56,304	-	-
個人	40,604	40,604	-	-	91	39,041	39,041	-	-	247
その他	35,810	24,628	-	-	29	37,288	23,258	-	-	-
業種別合計	601,854	272,935	107,317	-	410	614,988	275,314	119,793	-	3,612
1年以下	78,275	31,589	9,674	-	-	80,870	30,273	10,142	-	-
1年超3年以下	122,319	39,383	15,934	-	-	97,004	25,434	9,569	-	-
3年超5年以下	44,694	27,725	10,969	-	-	101,584	56,578	23,005	-	-
5年超7年以下	70,053	37,165	9,888	-	-	47,420	26,978	9,199	-	-
7年超	220,269	114,242	60,849	-	-	236,779	113,797	67,876	-	-
期間の定めのないもの	66,242	22,830	-	-	-	51,329	22,252	-	-	-
残存期間別合計	601,854	272,935	107,317	-	-	614,988	275,314	119,793	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、投資信託・買入金銭債権・金銭の信託等が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	225	38	0	-	263
	2024年度	263	220	-	-	484
個別貸倒引当金	2023年度	2,329	369	162	181	2,354
	2024年度	2,354	250	96	244	2,264
合計	2023年度	2,555	407	162	181	2,617
	2024年度	2,618	471	96	244	2,749

自己資本の状況（連結）

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
					2023年度	2024年度	2023年度	2024年度				
製造業	244	324	80	47	-	-	1	1	324	370	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	787	711	87	-	144	14	19	15	711	680	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	370	520	173	41	18	-	5	209	520	352	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	664	590	18	3	-	80	91	12	590	501	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	6	6	-	-	-	-	-	6	6	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	199	136	-	-	-	-	62	4	136	132	-	-
その他のサービス	52	55	3	158	-	-	-	-	55	212	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	7	6	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-
合計	2,329	2,354	369	250	162	96	181	244	2,354	2,264	-	-

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本の状況（連結）

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	告示で定めるリスク・ウェイト (%)	2024年度					リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・アセットの額	
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
—	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	
1. 現金	0	3,884		3,884			
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	24,614		24,614			
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	100		100			
4. 国際決済銀行等向け	0						
5. 我が国の地方公共団体向け	0	27,131		27,131			
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
7. 国際開発銀行向け	0~150						
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	283		283			
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	29,772		29,772		2,961	10%
10. 地方三公社向け	20						
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	207,230		207,230		41,682	20%
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	19,810		19,810		4,072	21%
12. カバード・ボンド向け	10~100						
13. 法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20~150	96,887	195	92,245	169	52,560	57%
(うち特定貸付債権向け)	20~150	284		284		142	50%
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	24,195	21,952	20,844	21,952	18,147	42%
(うちトラザクター向け)	45						
15. 不動産関連向け	20~150	98,893	138	97,826	138	80,908	83%
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	39,050	8	38,914	8	21,099	54%
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	37,048	116	36,704	116	35,913	98%
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	21,554		21,001		23,166	110%
(うちその他不動産関連向け)	60	1,239	13	1,206	13	728	60%
(うちADC向け)	100~150						
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	150	4,215		4,215		4,215	100%
17. 延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	1,634	132	1,608	132	2,455	141%
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	226	2	226		226	100%
19. 取立未済手形	20	293		293		58	20%
20. 信用保証協会等による保証付	0~10	58,538		58,538		4,898	8%
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
22. 株式等	250~400	5,996		5,996		5,996	100%
23. 上記以外	100~1250	12,280		12,280		12,560	102%
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
(うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	100~250	2,791		2,791		2,791	100%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	186		186		466	250%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー (国内基準金庫に限る。))	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー (国内基準金庫に限る。))	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	9,302		9,302		9,302	100%
24. 証券化	—	80		80		14	
(うちSTC要件適用分)	—						
(うち短期STC要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	80		80		14	
25. 再証券化	—						
26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	19,448		19,448		8,874	
27. 未決済取引	—						
28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—						
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					235,560	

(注) 1. 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目等について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
 2. 本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 3. 本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 4. 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出におい

自己資本の状況（連結）

てSA-CCR又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、

「CCF・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。

5. 「CCF・信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス資産項目」の金額には、CCF（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
6. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）
7. ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
8. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）
9. 項目1～26には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成25年金融庁告示第6号）附則第12条第6項の規定に係る額に限る。
10. 「11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
11. 「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14. 中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85%のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。
12. 「17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
13. 「20. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
14. 「21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
15. 「23. 上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第21号）において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。
16. 「24. 証券化」の「STC要件適用分」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「短期STC要件適用分」は適格短期STC要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「STC・不良債権証券化適用対象外分」は適格STC、適格短期STC、及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。
17. 「26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの額の内訳を以下に記載すること。なお、当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

計算方式	2024年度	2024年度
	信用リスク削減効果適用前 エクスポージャーの額	信用リスク削減効果適用後 信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	19,448	8,874
マンドート方式		
蓋然性方式（250%）		
蓋然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

18. 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：（用いない=0、簡便手法=1、包括的手法=2）
19. 「28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」には、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成25年金融庁告示第6号）附則第12条第6項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を負の値（マイナス）で記載する。
20. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

自己資本の状況（連結）

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
1. 現金	3,884															
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,614															
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	100															
4. 国際決済銀行等向け																
5. 我が国の地方公共団体向け	27,131															
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け																
7. 国際開発銀行向け																
8. 地方公共団体金融機構向け	283															
9. 我が国の政府関係機関向け	153	29,618														
10. 地方三公社向け																
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				184,529		1,900										
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)				17,710		1,100										
12. カバード・ボンド向け																
13. 法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)				30,694					162				23,044			
(うち特定貸付債権向け)													284			
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け		21,886														
(うちトランザクター向け)																
15. 不動産関連向け				2,875	1,956	6,336	12	308		2,982		1,115	4,174	84	1,938	
(うち自己居住用不動産等向け)				2,875	1,956	5,271	12		2,969			4,174				
(うち賃貸用不動産向け)						1,064		308				1,115		84	732	
(うち事業用不動産関連向け)																
(うちその他不動産関連向け)									13						1,206	
(うちADC向け)																
16. 劣後債権及びその他資本性証券等																
17. 延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)													53			
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
19. 取立未済手形				293												
20. 信用保証協会等による保証付		58,538														
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
22. 株式等																
合 計	56,168	110,043		218,392	1,956	8,236	12	308		3,145		1,115	27,272	84	1,938	

自己資本の状況（連結）

(単位：百万円)

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
1. 現金																3,884
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け																24,614
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け																100
4. 国際決済銀行等向け																
5. 我が国の地方公共団体向け																27,131
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け																
7. 国際開発銀行向け																
8. 地方公共団体金融機構向け																283
9. 我が国の政府関係機関向け																29,772
10. 地方三公社向け																
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け													1,000		19,801	207,230
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)												1,000				19,810
12. カバード・ボンド向け																
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		400		23,396			14,715									92,414
(うち特定貸付債権向け)																284
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け		20,659		66			185									42,796
(うちトランザクター向け)																
15. 不動産関連向け	22,237	5,601			429	133		25,884	18,650			3,243				97,965
(うち自己居住用不動産等向け)	21,467	196														38,923
(うち賃貸用不動産向け)		5,405				133		25,884				2,093				36,821
(うち事業用不動産関連向け)	770				429				18,650			1,149				21,001
(うちその他不動産関連向け)																1,219
(うちADC向け)																
16. 劣後債権及びその他資本性証券等												4,215				4,215
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							212					1,474				1,740
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							226									226
19. 取立未済手形																293
20. 信用保証協会等による保証付																58,538
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
22. 株式等													5,996			5,996
合計	22,237	26,661		23,462	429	133	15,340	25,884	18,650			9,934	5,996		19,801	597,207

- (注) 1. 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）欄の（ ）書は、標準的手法採用金融機関が使用するリスク・ウェイトである。
 2. 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 3. 「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 4. 本表の計数に含まれる「与信相当額」は、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額に係る金額とする。
 5. 本表に係る項目の定義については、「(付表1-a) 信用リスク・アセット残高内訳表（標準的手法採用金融機関用）」の注記の例に従うものとする。
 6. 項目1～22には、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。
 7. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の状況（連結）

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度連結	
	格付有り	格付無し
0%	100	90,388
2%	—	—
10%	600	90,568
20%	34,645	167,615
35%	—	14,717
50%	39,022	501
75%	—	54,671
100%	2,608	106,600
150%	—	105
200%	—	—
250%	—	119
1250%	—	—
合計	602,265	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイトの区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1. 40%未満	393,100	21,934	10	414,920
2. 40%～70%	55,644	253	58	55,794
3. 75%	30,016			26,661
4. 80%				
5. 85%	26,566	99	73	23,462
6. 90%～100%	17,411	2	100	15,903
7. 105%～130%	45,199			44,535
8. 150%	9,963	132	100	9,934
9. 250%	5,996			5,996
10. 400%				
11. 1250%				
12. その他				
合計	583,898	22,421	11	597,207

- (注) 1. 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 2. 本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 3. 本表には、「(付表1-a) 信用リスク・アセット残高内訳表 (標準的手法採用金融機関用)」の項番1. 「現金」から項番22. 「株式等」に対応する計数を記載すること。
 4. 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
 5. 「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCFを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
 6. 「CCFの加重平均値 (%)」には、CCFを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。
 7. 項目1～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分 (完全実施ベース) に応じた額を記載する。
 8. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

自己資本の状況（連結）

信用リスク削減手法に関する事項（連結）

定量的な開示事項については、P.35の単体情報と同一のため省略します。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（連結）

定量的な開示事項については、P.35の単体情報と同一のため省略します。

証券化エクスポージャーに関する事項（連結）

定量的な開示事項については、P.36の単体情報と同一のため省略します。

出資等エクスポージャーに関する事項（連結）

定量的な開示事項については、P.38の単体情報と同一のため省略します。

金利リスクに関する事項（連結）

定量的な開示事項については、P.39の単体情報と同一のため省略します。